

○経済産業省令第四十五号  
 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令  
 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（許可を要しない役務取引等）<br/>           第九条 「略」<br/>           2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。<br/>           一 十三 「略」<br/>           十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの<br/>           イ 二 「略」<br/>           ホ 令別表の二又は四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、貨物（輸出令別表第一の二又は四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の輸出に付随する据付、操作、保守若しくは修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該貨物の性能若しくは特</p> | <p>（許可を要しない役務取引等）<br/>           第九条 「略」<br/>           2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。<br/>           一 十三 「略」<br/>           十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの<br/>           イ 二 「略」<br/>           ホ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、貨物（輸出令別表第一の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の輸出に付随する据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該貨物の性能若しくは特性が当初提供した</p> |

性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）

へ 令別表の二又は四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、プログラム（同表の二又は四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の提供に付随するインストール、操作、保守若しくは修理のための必要最小限のもののうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）

3  
十五・十六 「略」

ものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）

へ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であつて、プログラム（同表の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の提供に付随するインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの）に限り、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。）

3  
十五・十六 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。